



2025年度 新規募集（2次）

日本学生支援機構

給付奨学金

（高等教育の修学支援新制度）

の申込について

貸与奨学金

※ この案内が説明会の代わりとなるので、

申込希望者は全員必ず熟読を

申込対象：これから新規で申し込む人

- 既に採用、入金されている奨学金の種類は申込対象外
- 「多子世帯」への授業料等の減免についてもこの資料を確認すること

手続はすべて 奨学金を希望する **学生本人が行うこと**

電子版『奨学金案内』を必ず確認！

電子版『奨学金案内』や機構のホームページを参照し
制度などをよく理解した上で申し込むこと



電子版
『給付奨学金案内』



電子版
『貸与奨学金案内』



機構のホームページ



目次

1. 資料の確認	P. 4
2. 奨学金の概要	P. 5
給付奨学金	P. 5
要件/支給額/注意点	
貸与奨学金	P. 13
要件/申し込む際に決めておくこと(貸与額/保証制度/返還方式/利率の算定方式)	
3. 申込について	P. 22
スケジュール / 申込上の注意点 / 書類提出日(面接日)の予約 / 提出書類の準備	
4. 通学形態について	P. 32
5. 「多子世帯」への支援について	P. 35
要件 / 支給額と減免額 / 注意点	
6. 大学からの連絡・学生からの問合せ方法	P. 39

1. 資料の確認

募集要項

日本学生支援機構奨学金 申込書（両面）

新規申請書類提出書

『2025年度 在学者用 日本学生支援機構 奨学金案内』ダイジェスト版

スカラネット入力下書き用紙

給付奨学金 承諾書（両面）

振込口座届

貸与奨学金 承諾書 兼 保証制度選択届

学修計画書（両面）

まだ手元にない人は窓口または大学ホームページで入手すること
(窓口での配布期間：10/3(金)まで)

給付奨学金の支給対象となるための要件

※各詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.6～)

1. 人物

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、
将来良識ある社会人として活躍できる見込があること

2. 入学時期

高校卒業等から大学に入学するまでの期間について、
機構の定める条件のいずれかに該当する

3. 過去の利用状況

給付奨学金を過去に利用している場合は、再度の申込は不可

4. 国籍

日本国籍である、または特定の在留資格等を有する

5. 学業成績

この後のページで案内

6. 家計（世帯収入・資産）

この後のページで案内

2. 奨学金の概要 〈 給付と貸与 〉

給付 …原則、返還しなくてよい奨学金

- ・「高等教育の修学支援新制度」のひとつ
- ・同時に授業料等の減免を受けられる（多子世帯はP.39～参照）

 採用後に**辞退することは不可** ※

➡ 一度給付奨学生として採用されると

奨学金が廃止にならない限り**卒業まで定期的に手続きが必要**

… 適格認定(後述)等によって、給付奨学金の支給が0円(停止)になっても同様

※ 民間の財団等、他団体の給付奨学金を受けるために日本学生支援機構の給付奨学金の支給を受けられない場合は別途手続が必要。奨学金担当窓口へ申し出ること。

貸与 …将来、返還の義務がある奨学金

- ・ 第一種奨学金：無利子の奨学金
- ・ 第二種奨学金：有利子の奨学金
- ・ 入学時特別増額貸与奨学金：入学時の一時金

詳細は電子版
『貸与奨学金案内』を確認(P.8)

※ 「併用貸与」：第一種と第二種の両方を同時に借りること

学業成績の基準

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.8)

1年生・編入生

次の①～③のいずれかに該当すること

- ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上
または、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 1 / 2 の範囲に属する
- ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが
学習計画書等により確認できること

2年生以上

次の①～②のいずれかに該当すること

- ① GPA（平均成績）等が在学する学部における上位 1 / 2 の範囲に属すること
- ② 習得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を
もって学修する意欲を有していることが、学習計画書等により確認できること

審査対象：前年度末の成績

➡ 春の申込で成績を理由に不採用となった人は今回申し込んでも同じ結果となる

2年生以上は上記をクリアしていても
下記のいずれかに該当する場合は**申込対象外**

- ① 修業年限(4年間)で卒業または修了できないことが確定したこと（例外あり）
- ② 習得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ③ 履修科目の授業への出席率が6割以下であること
その他学習意欲が著しく低い状況にあると認められること

※標準単位数とは… $124（単位） \div 4（年） \times 在学年数$

家計基準

※ 詳細は電子版『奨学金案内』を確認(P.9～11)

家計

① 収入

世帯構成・各種保険料の
支払状況等により収入の上限あり(目安)

② 資産

生計維持者の資産額の合計が
5,000万円未満

※ あなたに収入/所得・資産がある場合は、あなたのものも含まれます

○ 審査対象者 : **生計維持者** として入力した人物 (とあなた)
(対象者すべてのマイナンバーの提出が必要)

申込時 **現在**

○ 審査対象期間 : **2024 年 1月～ 12月**

現在ではない

参考

申込前の段階で
収入基準を満たすかどうかの

大体の目安が試算にて確認可 ➡



【進学資金シミュレーター】

※ 多子世帯への支援についてはP.39～も参照

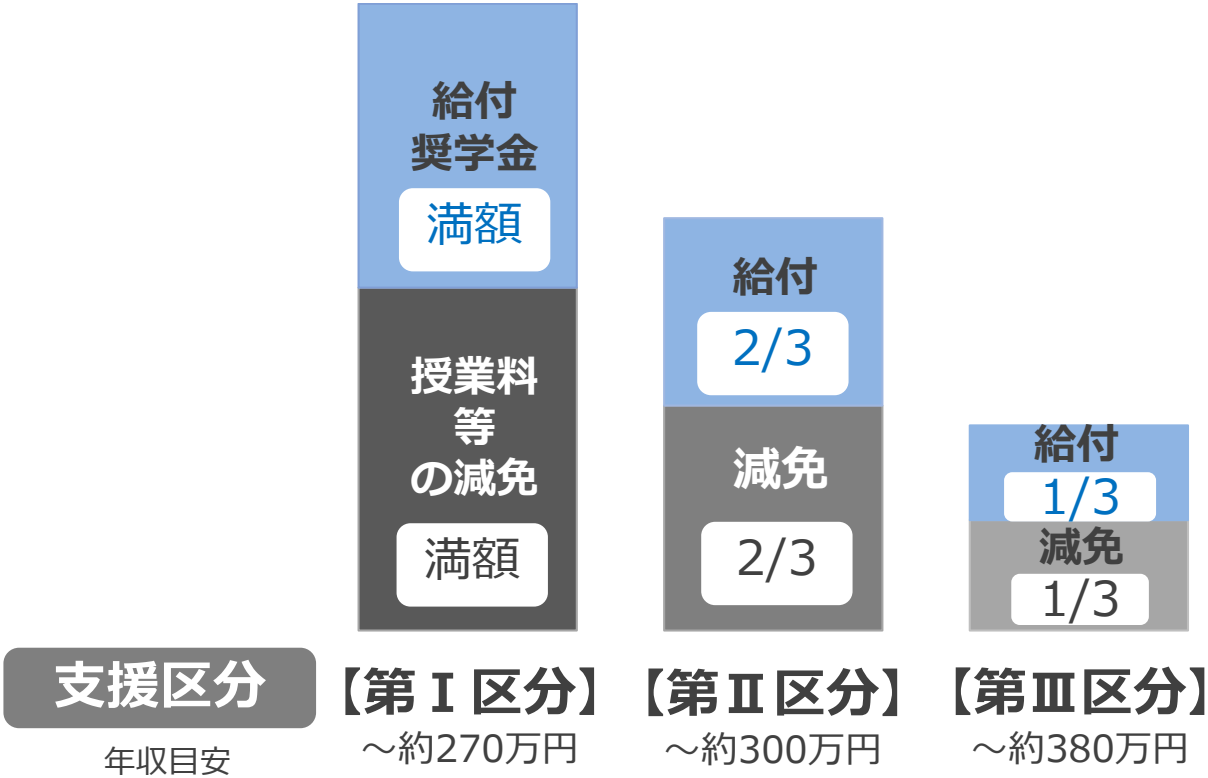
支援区分と支給額・授業料等の減免額の割合

「支援区分」：前項 の家計の審査で決定

⇒ これに応じて給付奨学金の支給月額と授業料等の減免額の割合が決定

※「支援区分」は変動する場合があります（P.11参照）

1子・2子世帯の場合（「多子世帯」の人はP.41を参照）



給付奨学金の支給月額

「支援区分」と「**通学形態（自宅/自宅外）**」によって決定される

（通学形態についてはP.32を参照）

1子・2子世帯の場合（「多子世帯」の人はP.41を参照）

世帯年収 (目安)	支援区分	支援の 割合	給付奨学金 [月額]		減免 [年額]	
			自宅通学	自宅外通学	授業料	入学金
270万円 程度	第Ⅰ区分	満額	38,300円 (42,500円)	75,800円	700,000円	秋の申込者は 適用なし
300万円 程度	第Ⅱ区分	2/3	25,600円 (28,400円)	50,600円	466,700円	
380万円 程度	第Ⅲ区分	1/3	12,800円 (14,200円)	25,300円	233,400円	
上記以上	支給対象外 = 支援の停止	なし	支援区分が変わるまでは奨学金の支給、授業料等の減免ともになし			

※ 生活保護を受けている生計維持者と同居している方及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表の（ ）内の金額

支援区分の2つの注意点①

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』
P.36を確認

支援区分は変動する可能性があります

➡ 「適格認定（家計）」 … 家計状況を機構が審査(毎年10月)

審査の結果、支援区分が変更

区分に応じて給付奨学金の支給金額・授業料等の減免額も変更



または



※支給対象外となると支給額・減免額ともに 0円となる

支給・減免額が減少すること考えて
貸与奨学金への申込も検討を。

支援区分の2つの注意点②

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』P. 19、20
「多子世帯」該当者は同P. 21 を確認

給付奨学金・授業料等の減免と同時に採用された
第一種奨学金は貸与額が調整されます。



「併給調整」

減額されて入金される
または**0 円になる** (入金されない)

同時採用

給付奨学金

&

高等教育の修学支援新制度による
授業料等の減免

+

貸与
第一種奨学金(無利子)



さらに

適格認定(家計)の結果、支援区分が変更

第一種奨学金の併給調整後の額も変動

- 給付・減免額が増える  第一種の貸与額が**減額**(または**0 円になる**) 
- 給付・減免額が減る(なくなる)  第一種の貸与額が**増額**(開始) 

給付と同時に貸与をうける場合は、第二種についても検討を

貸与奨学金の対象となるための要件

※ 各詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.9～)

1.人物

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活躍できる見込があること

2.申込資格

右記は申込不可

- ・留年中(休学のため同一学年を再履修している人を除く)
- ・現在休学中及び長期欠席中の人
- ・債務整理中、および過去に借りた奨学金が延滞中や返還誓約書未提出の人、保証機関より代位弁済が行われた人

3.過去の利用状況

過去に利用したことのある人は、利用できない場合や利用期間が制限される場合あり

4.国籍

日本国籍である、または外国籍の人は特定の在留資格等を有する

5.学業成績

この後のページで案内

6.家計

この後のページで案内

学業成績の基準

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.11)

第一種のみ または第一種と第二種の両方（併用貸与）を希望する場合



貸与奨学金の秋の申込は、前期の成績も審査対象

1年生・編入生

下記いずれかに該当

- ① 高等学校の成績の平均が 3.5以上
- ② 高等学校卒業程度認定試験合格者

2年生以上

GPAが所属する学部・学科等における上位3分の1以内

緩和要件

下記いずれかに該当する場合、**学力基準が緩和される**

- ア) 収入が日本学生支援機構が定める基準額以下の人
- イ) 生活保護受給世帯
- ウ) 社会的養護を必要とする人（児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている人 等）

※ ウを適用する場合は所定の証明書類の提出が必要

学業成績の基準

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.11)

第二種奨学金のみを希望する場合



貸与奨学金の秋の申込は、前期の成績も審査対象

下記いずれかに該当

- ① 出身高校又は在籍する大学における成績が平均水準以上
- ② 特定の分野で特に優れた能力を有すると認められた者
- ③ 学習意欲があり、確実に修業年限内に学業を終了する見込みがあること
- ④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずる者

家計基準

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.12、13)

- 審査対象： **生計維持者**として入力した人物
(マイナンバーの提出が必要)

申込時 **現在**

- 審査対象期間： **2024 年 1月～ 12月**

現在ではない

一種、二種、併用 それぞれに収入・所得の上限(目安) あり

※ 転退職により家計の減収がある世帯の方は
電子版『貸与奨学金案内』P.35を参照)

※ あなたに収入がある場合は、あなたのものも含まれます

参考

申込前の段階で
収入基準を満たすかどうかの
大体の目安が確認可 ➡



【進学資金シミュレーター】

申し込む際に決めておくこと 〈貸与月額〉

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.6～)

第一種

…「通学形態」で選べる金額が変わる

自宅通学	自宅外通学
54,000円*	64,000円*
40,000円	50,000円
30,000円	40,000円
20,000円	30,000円
	20,000円

* 印…最高月額

- ※ 「最高月額」は併用貸与の家計要件を満たす場合に選択可
- ※ 「通学形態」についてはP.36～を参照
- ※ 給付奨学金の支給を同時に受ける場合は
第一種奨学金の貸与月額が上の表とは異なる（P.12を参照）

第二種

20,000円 ～ 120,000円

上記範囲内、1万円単位で選択可

※ 120,000円× 48か月(4年間) = 総額 5,760,000円



注意

**借りすぎに
ならないよう選択を！**

1年間の収支を予測し、不足金額を計算

支出（必要な金額）		収入	
学費	80 万円	家庭からの給付	100 万円
修学費（教科書代・通学定期代等）	24 万円	支援機構以外の奨学金	0 万円
[自宅外] 家賃・光熱費・食費	96 万円	アルバイト	48 万円
通信費（携帯電話）	12 万円	その他の給付	30 万円
その他	24 万円		万円
①支出計	236 万円	②収入計	178 万円

$$\text{①支出計(236)万円} - \text{②収入計(178)万円} = \text{③必要な金額(58)万円}$$

$$\text{③必要な金額(58)万円} \div \text{12ヶ月} \div \text{④奨学金月額(約50,000)円}$$

保護者の方とも相談しながら決めること

〈保証制度〉

※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.23～)

将来あなたが返還できなくなったときに備える制度

➡ 下記 2 種類から選択

 **一度決めた保証制度は原則変更不可** … よく考えて決めること

	人的保証	機関保証
返還責任	連帯保証人および保証人が保証	保証機関が保証
費用	なし	毎月の貸与額から一定の金額が差し引かれて支払う
注意点	・ 連帯保証人、保証人それぞれに選任の条件あり ・ 採用後「返還誓約書」にそれぞれの自署・実印、印鑑登録証明書等の添付が必要	・ 保証機関が代理で返還した後は保証機関に全額返済が必要(=債務は消滅しない) ・ 人的保証への変更は一切不可

〈 返還方式 〉

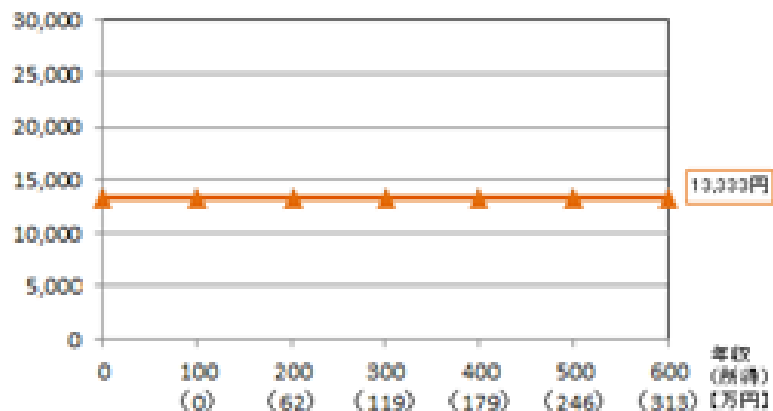
※ 詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.19、20)

貸与第一種奨学金の返還方式：下記2種類から選択

※ 貸与第二種は全員**定額返還方式**のみ

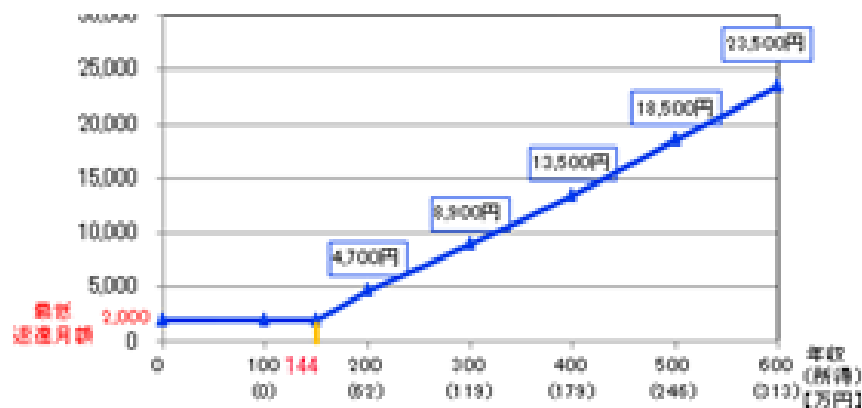
定額返還方式

- 収入に関わらず**毎月一定額**を返還



所得連動返還方式

- 前年度の収入に連動して**返還額が変動**



注意点

- 所得連動返還方式を選んだ時の保証制度は**機関保証のみ**
- 併用貸与（一種二種両方を貸与）の場合**保証制度は人的・機関いずれかに統一**
一種と二種とで別々の保証制度はNG

※ ただし**第一種奨学金を「所得連動返還方式」にした場合**

第一種：機関保証 / 第二種：人的保証 **のみ可** 一種と二種とで別々でもOK

〈 利率の算定方式 〉

※詳細は電子版『貸与奨学金案内』を確認(P.17)

貸与第二種奨学金の利率の算定方式：下記2種類から選択

利率固定方式

貸与終了時に決定

返還完了まで**変更なし**

参考：2025年8月貸与終了者の
利率 1.9 %

利率見直し方式

貸与終了時に決定

市場金利の変動を考慮し
見直し（概ね5年ごと）

参考：2025年8月貸与終了者の
利率 1.2 %

Q. 最終的にどちらが良いの？

A. 一概には言えませんので、よく考えて決めましょう

3. 申込について

事実を正しく申告してください
(給付・貸与共通)

誤った申告を行うと、皆さん自身が多大な不利益を被ることがありますので十分に注意してください

誤った申告による採用が発覚した場合

貸与 : 採用取消 + 貸与された総額の返金

給付 : 採用取消 + 支給された奨学金の **1.4 倍の金額の返金**

よくある間違い

＜給付・貸与共通＞

- ・ 父母ともいるのに（別居含む）、父・母どちらかしか生計維持者として申告していない
- ・ 生計が同一でない家族（就職した兄・姉等）を家族人数に含める 等

＜給付＞

- ・ 資産（現金・預貯金・有価証券等）の申告を忘れた
- ・ 親戚宅に住んでいる（家賃発生無し）のに「自宅外」で申請した 等

申込から採用までのスケジュール



面接の予約

願書 (募集要項) を入手したらまずは面接日の予約を。

申込者本人が予約すること

○ 面接日：窓口書類を提出する日

○ 事前予約制 **先着順、原則変更不可**

自分でスケジュールをよく確認して予約を

予約受付期間： 9/22 (月) ～ 10/3 (金) **期間外は受付不可**

面接実施期間： 10/6 (月) ～ 10/17(金) の間で日時を指定

○ 予約方法： 所属キャンパスの奨学金窓口に来課
(開室時間はP.43を参照)

※ 電話での予約受付はいたしません。

面接に必要な書類一覧

消せる筆記具での記入はNG

例) 鉛筆、フリクションボール 等

給付と貸与の両方に申し込む場合、重複する書類は1部のみ用意

全員	日本学生支援機構奨学金 申込書
	新規申請書類提出書
	スカラネット入力下書き用紙
給付	給付奨学金 承諾書
	振込口座届
貸与	貸与奨学金 承諾書 兼 保証制度選択届
給付 または 貸与第一種 は必須	学修計画書

両面モレのないように記入

※ コピーをして手元に保管を。

面接後にインターネットで
入力をするための下書き用紙。

入力送信後は変更不可！

➡ 必ずこの用紙に記入し
間違えないよう備える。

※ 不明点は面接にて質問を。

その他、外国籍の方、社会的養護を必要とする方のみ、別途書類の提出が必要。

※ 詳細は各電子版『奨学金案内』を確認 (給付 : P.26 / 貸与 : P.33)

スカラネット入力下書き用紙の記入

- 面接後にインターネットで入力をするための用紙
- 電子版『給付奨学金案内』『貸与奨学金案内』を参照しながら記入する
- 記入するなかで生じた疑問点を面接で質問できるようにしておくこと

以下、全て 重要事項

- ① P.1,2 IDとパスワードは面接終了時に大学から配布するので空欄でOK
- ② P.2 誓約日は入力当日の日付を入力
- ③ P.3 <給付希望者のみ> 「高等教育の～を希望しますか」は「希望する」を選択
- ④ P.3 <貸与希望者のみ> (1)～(14)の中から選択
- ⑤ P.3 (給付と貸与第一種同時希望者のみ)併給調整を理解した上で「同意」を
- ⑥ P.5 正規の修業年限：学部生は全員「4年」を選択
- ⑦ P.6 自宅外通学の要件：独立生計者と部活動による入寮指定は「⑤」を選択
- ⑧ P.6 <給付希望者のみ> 併給できない他団体のものを受ける人は面接にて相談
- ⑨ P.8 第一種の再貸与：短大で貸与を受けていた人は「いいえ」を選択
- ⑩ P.10 住所入力時は「〇丁目」は自動入力されるので、重複して入力しないよう注意
- ⑪ P.11 <貸与、人的保証希望者のみ> 保証人：連帯保証人と同一生計の人は不可
- ⑫ P.13 生計維持者：現住所・生年月日は絶対に不備なく入力すること
※ 父母なく、誰からも経済的支援を受けない人と配偶者を扶養している人は窓口相談
- ⑬ P.16 「家庭事情」の作文の文章量は具体的に全体の2/3程度記入すること
- ⑭ P.16 申込時点で国に「公金受取口座」を登録済の方のみ、奨学金を受取る口座として指定可。

提出書類の準備 〈 給付に申しこむ人のみ 〉

給付奨学金承諾書

給付奨学金に申し込むにあたっての重要事項が記載された用紙

よく理解した上で記入すること

表面

給付奨学金 承諾書			
日本学生支援機構奨学金を申し込み、決定いたしました。奨学金の制度・内容について理解していること、必要書類を提出していることと保証するものを書きます。			
応募された内容を確認後、学費の手配が済み、本人承認書に それぞれ該当者が自署 してください。 氏名の裏に記入しお名前をいれます。			
氏名変更の場合は別紙で、内容を受理したうえでを入れてください。			
1. 日本学生支援機構「給付奨学金」は、新しい成績不満足となった場合、返還の義務が発生することを知覚しましたか？			
			□ はい □ いいえ
2. 採用年度は成績要件を満たすための審査があり毎年あり、成績不十分により留年及び卒業延期が課せられる場合、奨学金が「廃止」になることを知覚しましたか？			
			□ はい □ いいえ
3. 採用後、採用学年別率を必ず守る義務があること、猶予継続を放棄した場合、未利用額によりなり、すべて返済されることを奨学金を返還しなければならぬことを知覚しましたか？			
			□ はい □ いいえ
4. 採用後、各学期賞（入学定員以上の範囲内）で行う義務があり、成績維持を要します。			
未利用額によりなり、すべて返済されることを奨学金を返還しなければならぬことを知覚しましたか？			
			□ はい □ いいえ
5. 採用後、毎月の支払額は、本人及び生計維持者の世帯所得割合や資産に基づき毎年10月頃に決定され、支取区分が異なる場合は新採用学年度から異なるとなることを知覚しましたか？			
			□ はい □ いいえ
6. 支取区分外の期間も3、4に記載のある支給時に、必要な支給報告を行う必要があることを理解しましたか？			
			□ はい □ いいえ
7. 上記1から6までの内容を理解し、希望し、学習がその義務を達成することがない限り継続することに同意します。			
フリガナ 生計維持者 引当金	姓	あいこ 氏名(印刷) 年 月 日	
※申請中・給付奨学金を獲得後は、採用取消および貸付停止が行われ、奨学金を返還する必要があります。 ※この申請で「給付奨学金を獲得後は、採用取消および貸付停止が行われ、奨学金を返還する必要があります。」に同意しています。 ※決定した奨学金支給開始年度は奨学金受取人が決まるため、奨学金より1日前の支給受取りとなります。 ※給付・奨学金・給付奨学金を受取る場合は、速やかに大学へ申し出ることと誓います。			
本人承認書		申請 番号	所属 学部 年
氏名			
署名欄の横線の上に氏名を記入し捺印してください。捺印場所は本申請書・契約書提出用の封筒に記載のとおりになります。			

※ 生計維持者の氏名欄はご本人に署名をもらうこと

裏面

[illegible]

※ □部分は空欄でOK

提出書類の準備 〈 給付に申しこむ人のみ 〉

振込口座届

大学届出の保証人名義

の口座を記入

(授業料を支払っている人)

※ ご家庭の事情により、学生本人名義の口座を希望される場合は、下部にその旨を記入のうえ、学生本人名義口座を記入

下記②に該当したときに授業料の減免額分を返金するための口座

➡ **奨学金を振り込むための口座ではありません**

今学期の学費は、給付申込者については口座引落はされません

①12月採用者：支援区分に応じた**減免後の金額にて納付書**を大学より送付 ➡ **納入**

②12月保留者（何らかの事情により採否が12月までになかった者）

： **全額の納付書**を大学より送付 ➡ **一旦全額納入** ➡ 採用決定後に**還付**

出願手続き①

面接（必要書類の提出）

- 窓口にて学生本人と申込内容、提出書類に不備がないかを確認
- 提出書類とともに**面接当日までに「スカラネット入力下書き用紙」を完成させ**、不明点は質問できるようにしておくこと
- 書類提出後、スカラネットの入力に必要なユーザID・パスワードと「奨学金確認書兼地方税同意書」を配布

※ この「面接」で採否は決まりません

※ 服装：自由

※ 所要時間：20分程度(相談内容によっては長くなる場合もあります)

注意点

- ・ 連帯保証人、保証人は**ご本人の承諾を得て**選任、記入すること
- ・ すべての提出書類は**鉛筆でなく消せないペンで記入**し、修正ペンや修正テープの使用は不可

以下2段階の入力が必須。

確実に完了すること

I. 「奨学金申込」より申込内容の入力

II. 「個人番号(マイナンバー)の提出等」より入力

出願手続き②

スカラネット入力(インターネット入力)

I.「奨学金申込」より申込内容の入力

※ 詳細は電子版『奨学金案内』を確認
(給付：P.27～ / 貸与：P.38～)

- 下書き用紙の内容に沿って入力
- 面接後の配布物も参照すること
- 送信後に表示される16ケタの「受付番号」を控えておく

注意点

- ・入力所要時間：30分～1時間程度
- ・1画面につき30分でタイムアウトになる
- ・誤って入力しても訂正は不可

下記の情報は入力ミスが大変多いので特に注意して入力を！

①面接後に配布するID ②学籍番号 ③学部 ④学年 ⑤生年月日 ⑥性別

出願手続き②

スカラネット入力(インターネット入力)

Ⅱ.マイナンバーの提出

※ 詳細は電子版『奨学金案内』を確認
(給付：P.32～ /貸与：P.43～)

受付番号を控えたら メインメニューへ戻り、
「個人番号(マイナンバー)の提出等」のボタンを押下

メインメニュー

あなたは 機構 太郎 さんですね。

■ お知らせ

■ 個人番号（マイナンバー）の提出等

※必ず下の「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンから個人番号提出等の手続きをしてください。「未提出」の表示のままだと選考ができません。

※「個人番号（マイナンバー）の提出等」ボタンを押すと個人番号（マイナンバー）提出用のサイトへ移動します。

提出対象者	個人番号（マイナンバー）提出状況
申込者本人	未提出
生計維持者①	未提出
生計維持者②	未提出

個人番号（マイナンバー）の提出等

【 提出の手順 】

①

マイナンバー提出可否の選択

②

住民票住所の入力

③

マイナンバーの提出

④

入力内容の確認および送信

出願手続き②

スカラネット入力(インターネット入力)

Ⅱ.マイナンバーの提出

手順

①

②

③

④

① マイナンバー提出可否の選択

自分が申込内容として入力した情報が表示されるので正しいか確認

OK !

入力ミス発覚 …… 作業を即中断し、大学窓口へ至急申告を！

マイナンバーは **原則「提出可」** を選択すること

※ マイナンバーカードがなくても、通知カードや住民票の写しでも
マイナンバーは確認が可能。

② 住民票住所の入力

申込者本人と、申込時に入力をした「生計維持者」について入力

✕ 現住所
○ 住民票の住所

※ 申込内容として入力した住所は「現住所」でOK
※ 「○丁目」が重複していないかよく確認すること

出願手続き②

スカラネット入力(インターネット入力)

Ⅱ.マイナンバーの提出

③ マイナンバーの提出

入力は、生計維持者の許可を取り、学生本人が行うこと

 **間違えないよう、細心の注意を払うこと**

万が一誤入力があった場合は、訂正に数週間を要し、
採否が出る時期が大幅に遅れる可能性あり

④ 入力内容の確認および送信

表示された内容をよく確認し、問題がなければ「提出」

※ 提出後は、大学側でも訂正は一切不可

➡ メインメニューに戻り、マイナンバー提出状況がそれぞれの人物について「提出済」であることを確認する

出願手続き③

「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出(郵送)

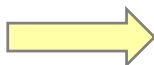
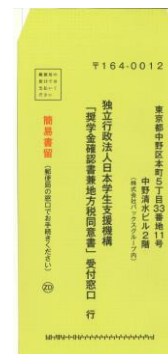
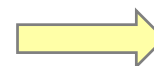
※詳細は面接後の配布物を確認

大学を介さず、郵便局の窓口で「**簡易書留**」にて機構に郵送

学生の
本人確認書類の**コピー**



貼付

注意点

- この用紙に記載の申込IDとパスワードはスカラネット入力時に必要

➡ **必ずスカラネット入力完了後に
かつ 必着日までに届くように**

発送すること！

- 用紙は学生本人、生計維持者（原則2名）の各人が記入
- 学生本人の身元確認書類のコピーを用紙に貼付
- この書類については大学は関与できないため不明点等の問い合わせは直接機構にすること

4. 通学形態について

※ 詳細は電子版『奨学金案内』を確認
(給付：P.15、36 / 貸与：P.6)

給付奨学金 / 貸与**第一種奨学金** の月額に関連

自宅通学

生計維持者と同居

自宅外通学

- ・ 生計維持者と別居
- ・ 家賃の支払いあり

「自宅外通学」と認定されるための条件

- ① 「自宅外通学の要件」に該当
- ② 自宅外通学であることの証明書類を提出 (次ページ参照)

※ 給付奨学金は上記**両方の条件**を満たさなければ「自宅通学」の月額での支給

※ 第一種奨学金のみを利用する人は条件①を満たせば「自宅外通学」の月額での貸与可

自宅外通学の証明書類の提出 〈給付奨学金〉

共通

窓口提出書類

※ 提出は採用の決定通知後

- ・ 自宅外の要件に当てはまる
- ・ 申込から採用月(12月)までの時点で学生本人の居住が伴う家賃が発生している

第一種奨学金のみの希望者

書類提出不要

給付奨学金希望者

全員：① 通学形態変更届（自宅外通学）

- ・ 「対象区分」は自宅外通学要件確認チャートにて確認
- ・ チェックシートを確認し間違いや漏れの無いように記入
- ・ 各様式は大学ホームページよりダウンロード

大学の寮
(学寮・スポーツ学寮)

①のみ

入寮の証明書は大学で準備

学生会館、学生寮
など

①に

③入寮許可書（のコピー）
を添付

マンション・アパート
など

①に② 賃貸借契約書のコピーを添付

契約者が学生本人または入居者欄に学生氏名の記載があるもの

※ 契約者が学生、生計維持者のいずれでもない場合は（ex. 祖父母、きょうだい等）賃貸借の契約者に家賃を支払っている領収書（コピー可）も一緒に提出

自宅外通学の要件で
当てはまるのが
ウ・エのみ

① + ②に

④乗換案内等の画面を
印刷したものを
添付

※ 上記①～④以外にも、必要に応じて各種書類の提出が求められることがあります。

※ 詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.36)

自宅外通学の証明書類の提出 〈給付奨学金〉

書類提出から月額変更の反映まで

- 「自宅外通学」を選択して申込む場合も**当初は自宅通学月額での支給**
- 証明書類等を提出後**不備なく審査終了** ➡ 自宅外月額での振込に変更
- 「反映月」に自宅外通学扱いとなった月からの差額がまとめて振込

入金イメージ（最短での変更）



5. 「多子世帯」への支援について 〈要件1〉

支援を受けるには「給付奨学金」に申込を

授業料等減免の支援は「高等教育の修学支援新制度」の一部

➡ この支援のみを受けるためでも、
「給付奨学金」に申込み、要件を満たす必要がある

「多子世帯」であれば自動的に全ての人が受けられる支援ではありません

高等教育の修学支援新制度（ワンセット）

給付奨学金

&

授業料等の減免

国の定める一定金額まで

所得制限

なし

資産要件

3億円未満

（給付奨学金は5,000万円未満）

学業要件

給付奨学金

と同様（P.7参照）

〈要件2〉

※詳細は電子版『給付奨学金案内』を確認(P.17)

支援対象となる「多子世帯」の考え方

条件：生計維持者の扶養する生計維持者より年少の親族が3人以上（毎年審査あり）

今回申込時の審査対象

➡ スカラネットに入力した生計維持者①(および②)の
2024年12月31日時点の税情報

採用後 ➡ **前年**の12月31日時点の情報

※申込時点の情報
ではありません

➡ 申込時点で学生本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要。（それを拒否する場合は**申込不可**）

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている 場合				
	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生		 		 対象外
高校生 以下	 			

※  は扶養する子供

例外

子ども等が3人以上いても非該当となるケース

- ・きょうだい等の就職により扶養親族が3人を下回った場合(上図)
- ・学生本人のアルバイト収入が多く扶養から外れている場合

〈 支給額と減免額 〉

審査にて
「多子世帯」と認定

支援区分に関わらず
授業料等の減免は満額での支援
(給付奨学金の支給額は区分に準ずる)

資産	世帯年収の目安	区分	給付奨学金 [月額]			授業料等減免 [年額]	
				自宅通学	自宅外通学	入学金	授業料
5,000万円 未満	270万円程度	第Ⅰ区分 (多子世帯)	満額 支給	38,300円 (42,500円)	75,800円	秋の申込者 は 対象外	700,000円 (満額)
	300万円程度	第Ⅱ区分 (多子世帯)	2/3 支給	25,600円 (28,400円)	50,600円		
	380万円程度	第Ⅲ区分 (多子世帯)	1/3 支給	12,800円 (14,200円)	25,300円		
	600万円程度	第Ⅳ区分 (多子世帯)	1/4 支給	9,600円 (10,700円)	19,000円		
3億円 未満	2025年度新設 年収制限なし 多子世帯		支給 なし	-	-		

※ 生活保護を受けている生計維持者と同居している方及び社会的養護を必要とする人で
児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表の（ ）内の金額

※ 多子世帯でなくなった場合の支給額・減免額についてはP.10を参照

※ 自宅外通学についてはP.36～を参照

〈 注意点 〉 **多子世帯の人は必ず理解、納得した上で申し込みを！**

①採用されたときは「給付奨学生」の自覚と責任を持つこと

「多子世帯」の認定により授業料減免の支援のみを受ける場合も

「支給金額0円の給付奨学生」として扱われる

**採用後は奨学生の資格を失わない限り、
学生本人が給付奨学金の制度をよく理解し、
必要な手続きを怠らないようにすること**

②「併給調整」後の貸与額は1子・2子世帯の場合とは異なる

（詳細は『給付奨学金案内』P.21を参照）

「多子世帯」として授業料等の減免の支援を受ける場合も

同時に採用された貸与第一種奨学金については「併給調整」がなされる

※ 既に貸与第一種奨学金の採用となっていて入金が始まっている人が
**追加で給付奨学金（「多子世帯」による授業料等の減免）の採用が決まると
支給始期（基本的には10月）から併給調整の対象となる。**

➡ **採用月からは貸与第一種奨学金の入金は減額（または0円になる）**

6. 大学からの連絡・学生からの問合せ方法

■大学からのお知らせ(説明会のお知らせ・呼出し)

- K-SMAPYⅡ（大学ポータルサイト）あなたへのお知らせ
- 大学ホームページ

※至急の場合は電話します

■学生からの問い合わせ

渋谷キャンパス：学生生活課
(文・法・経・神)

たまプラーザキャンパス：たまプラーザ事務課
(人間・観光)

※ eメールでの問い合わせはご遠慮ください。

※ 親御さんではなく、**学生が直接問い合わせ**てください。

期限が決まっているもの
も多いので、
お知らせは必ず確認する
ようにしましょう！



【窓口受付時間】 渋谷キャンパス 9:00~12:50、13:50~17:00 (土・日・祝日除く)
たまプラーザキャンパス 10:00~12:45、13:45~16:30 (月・水・金のみ開室)

以上

提出期限は厳守しましょう！